



八戸市男女共同参画
シンボルマーク

平成 22 年度

男女共同参画に関する事業所意識調査

結果報告書【概要版】

八 戸 市

目 次

1. 調査の目的と概要	1
2. 事業所の属性	2
(1) 職種・役職別・男女の割合	2
(2) 雇用形態別人数割合	4
(3) 正社員の平均年齢、平均勤続年数	4
3. 主な調査結果	5
(1) 女性の能力を發揮させるための取組（ポジティブ・アクション）	5
(2) 男女が共に働きやすい職場整備のための取組状況	7
(3) セクシュアル・ハラスメントに対する取組状況	9
(4) 育児休業制度の制定状況と育児休業取得率	11
(5) 介護休業制度の規定状況	12
(6) 看護休暇制度の規定状況	12
(7) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定状況	13
(8) 行政が力を入れるべき取組	14

1. 調査の目的と概要

(1) 調査の目的

八戸市は、性別にとらわれず、一人ひとりが個人として尊重される男女共同参画社会の実現を目指しています。

現在の八戸市の男女共同参画基本計画「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006」の計画期間は平成 18 年度から平成 23 年度までとなっていることから、計画期間を平成 24 年度からとする（新）基本計画の策定作業を平成 22 年度から平成 23 年度にかけて行うにあたり、現実在即したより実効性があるもの、また、市民の期待に応える計画とすることを旨とするため、男女共同参画に関する考えや意見、取組の現状等実態把握に努めるためにアンケート調査を実施しました。

(2) 主な調査項目

- ・女性の能力発揮について
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
- ・セクシュアル・ハラスメントについて
- ・育児休業に関する制度や利用状況について
- ・介護休業に関する制度や利用状況について
- ・看護休暇に関する制度や利用状況について
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定状況
- ・雇用の場の男女共同参画のため行政が力を入れるべき取組について

(3) 調査対象

10 人以上の従業員がいる八戸市内の事業所 700 箇所
（住民税の事業所台帳より、八戸市内にある従業員が 10 名以上の事業所から抽出）

(4) 調査期間

平成 22 年 7 月 9 日から 8 月 16 日まで

(5) 回収状況

有効回収数 457 件（有効回収率 65.3%）

2. 事業所の属性

(1) 職種・役職別・男女の割合

女性の割合が5割以上を占めている職種は「事務職（68.0%）」で最も高く、次いで「販売・サービス職（51.3%）」となっています。

また、女性管理職（係長相当職以上）の割合は15.3%となっています。女性管理職の登用率が高い割合を占めている業種は「医療・福祉（42.4%）」で最も高く、次いで、「生活関連サービス、娯楽業（32.4%）」、「教育、学習支援業（30.4%）」となっています。

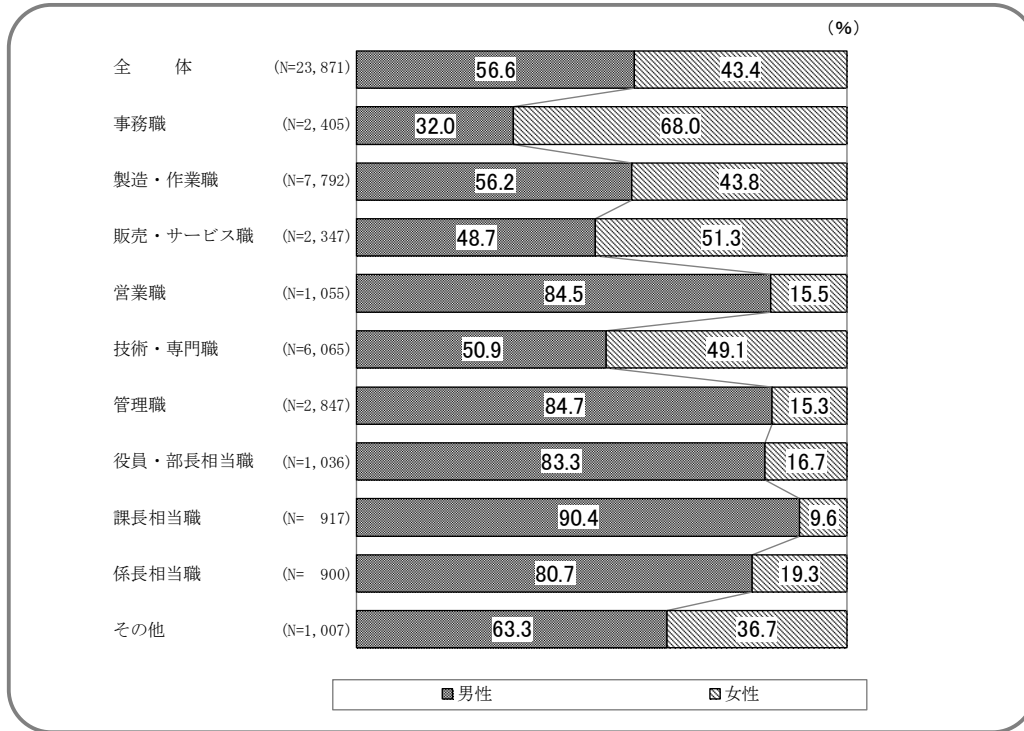


図1 職種・役職別・男女の割合

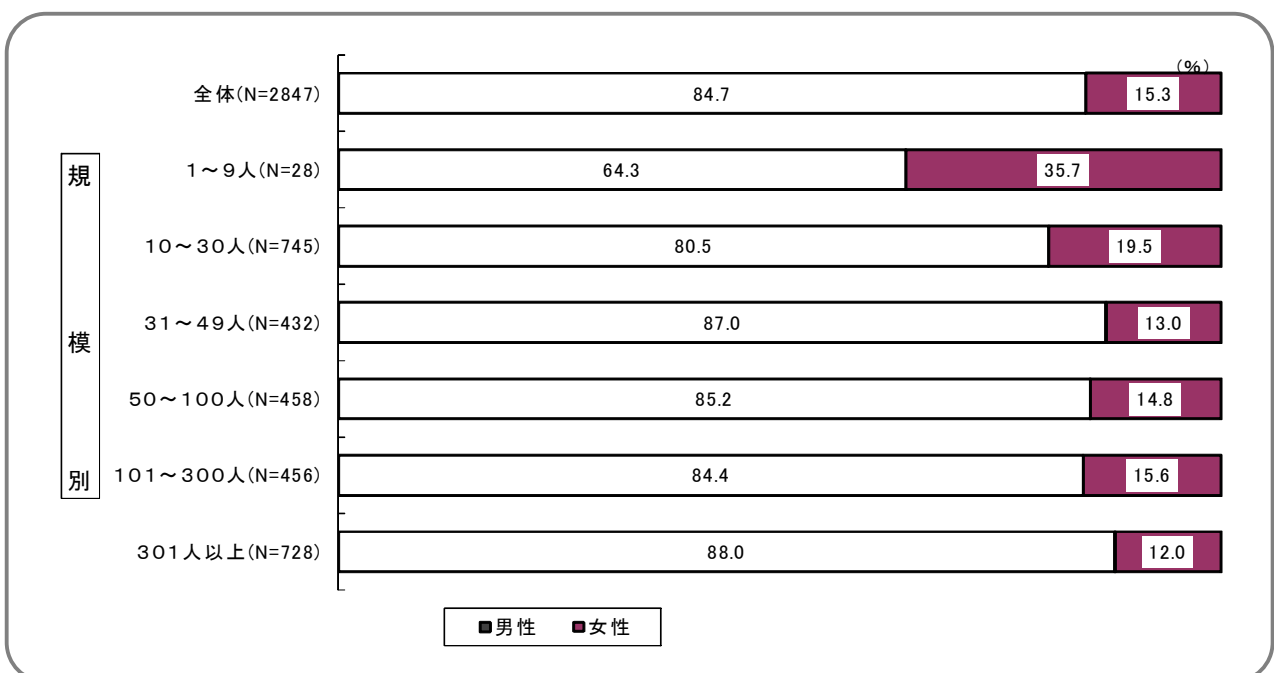
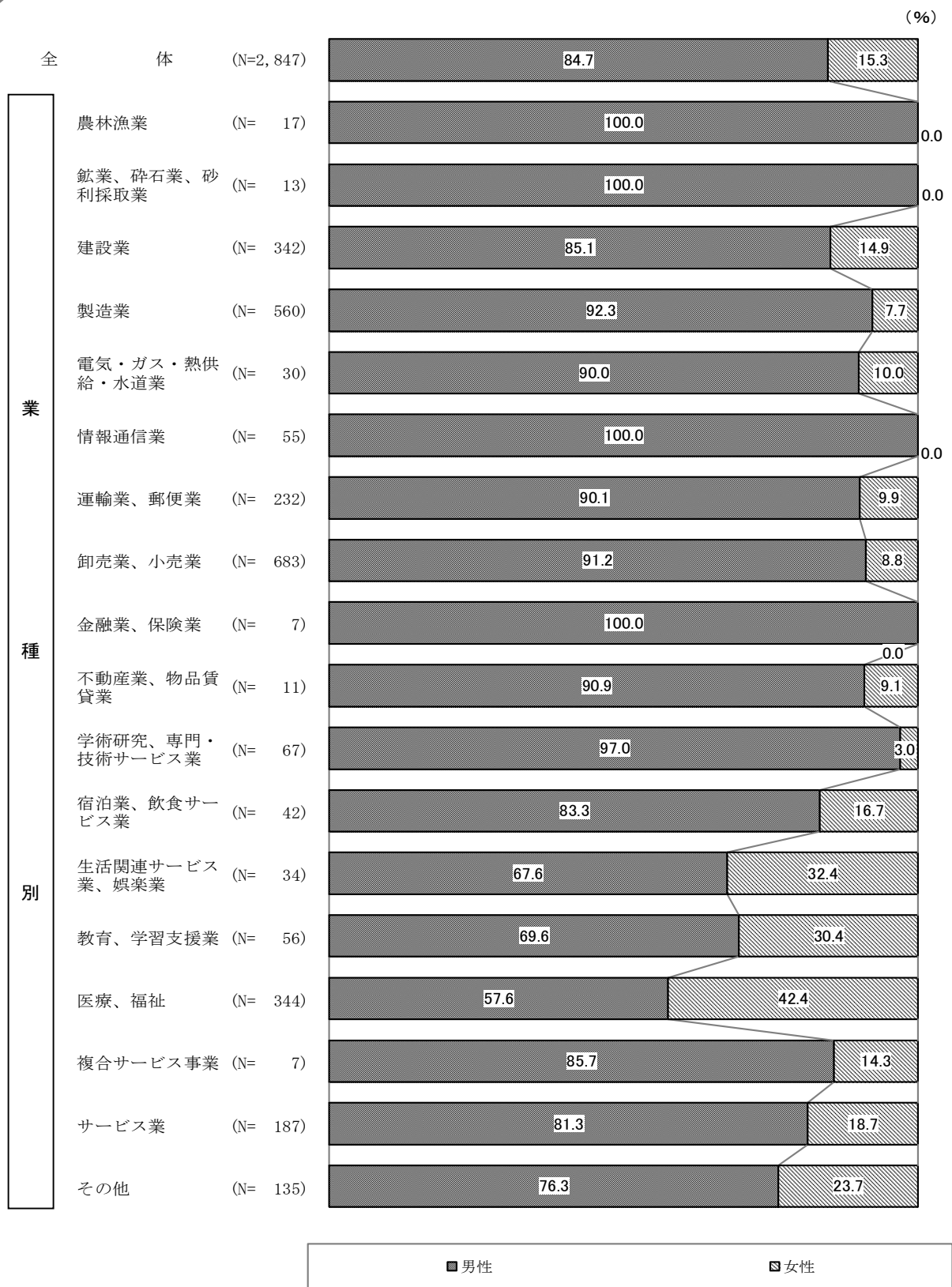


図2 管理職の登用状況



※上記グラフの「管理職」とは、管理職、役員・部長相当職、課長相当職、係長相当職を合計したもの

図3 管理職の登用状況

(2) 雇用形態別人数割合（規模別）

正社員女性の割合が最も高い事業所規模は、「1～9人規模（46.3%）」となっており、次いで「50～100人規模（31.4%）」となっています。

正社員比率は、301人以上規模の事業所が最も低く48.4%となっているが、301人以下の規模では7割を超えています。

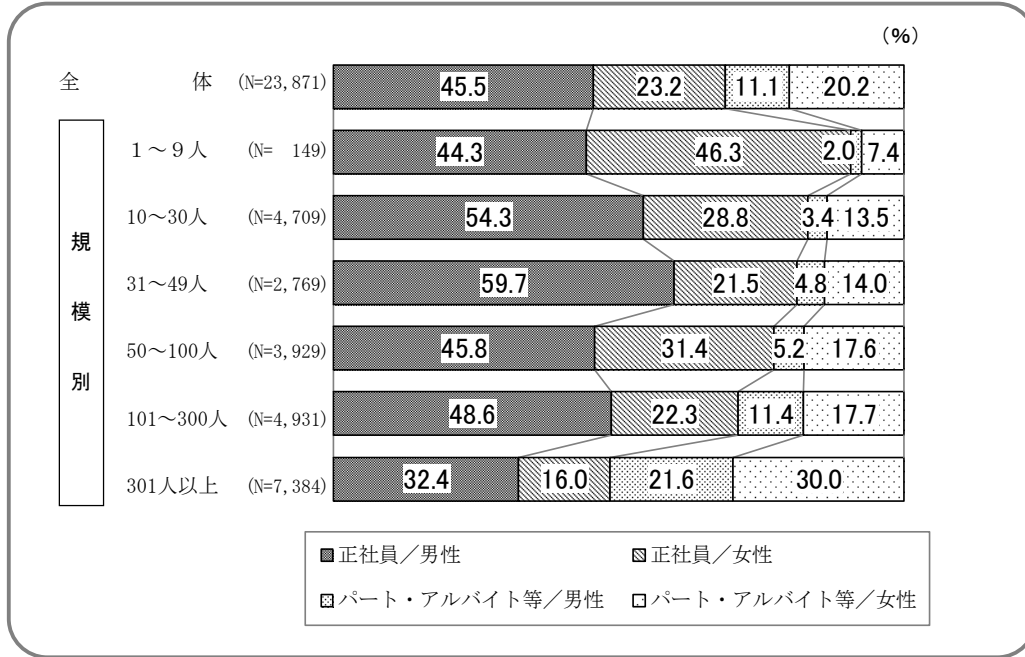


図4 雇用形態別人数割合（規模別）

(3) 正社員の平均年齢、平均勤続年数

全体では、平均年齢は42.2歳、平均勤続年数は12.8年となっています。

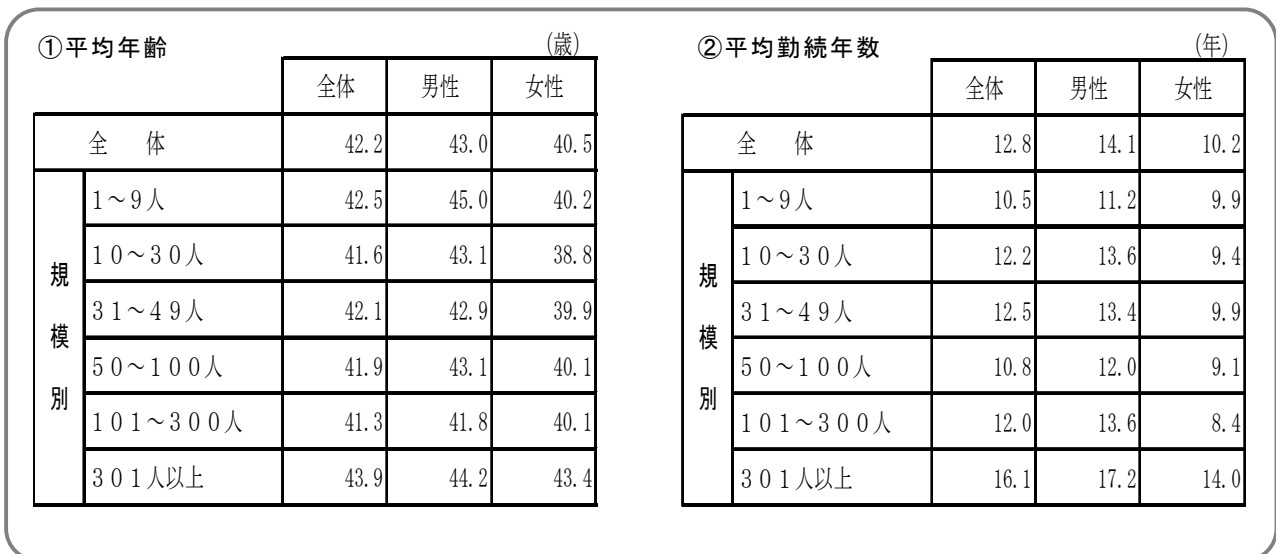


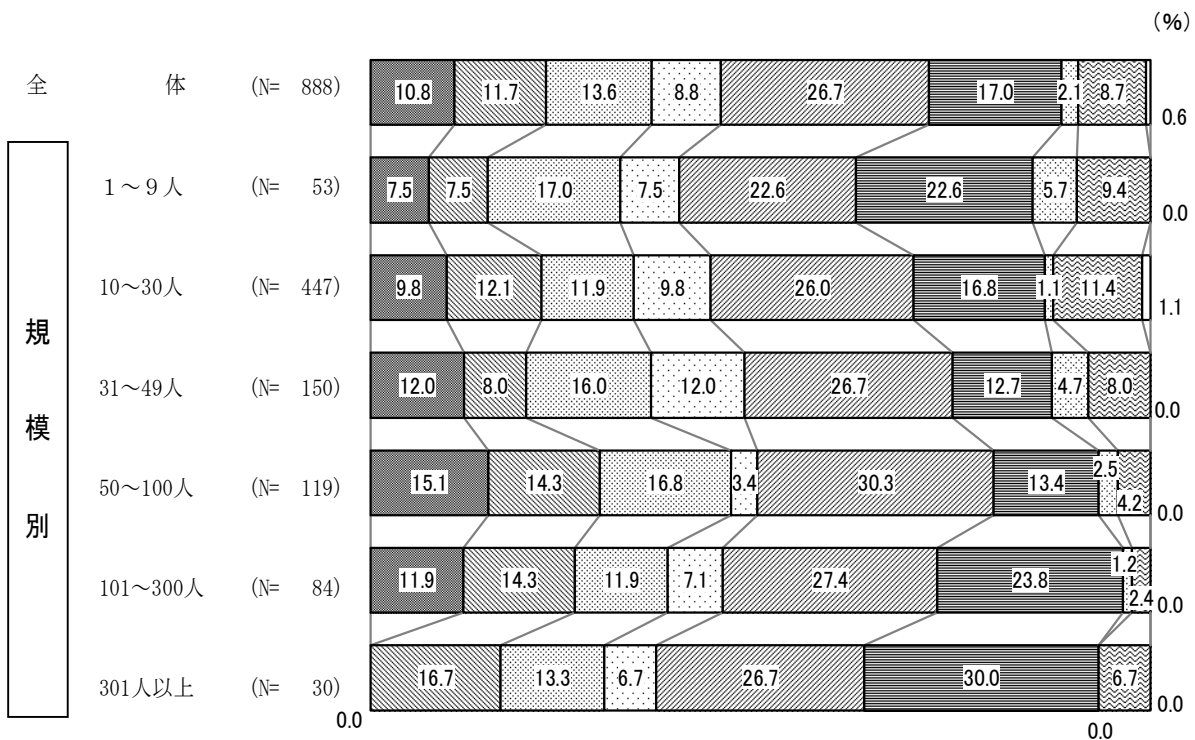
図5 正社員の平均年齢、平均勤続年数

3. 主な調査結果

(1) 女性の能力を発揮させるための取組（ポジティブ・アクション）

問 女性従業員の能力を発揮させるために、貴事業所ではどのような取組をしていますか。（複数回答）

「女性が働きやすい設備の整備」と答えた割合が最も高く 26.7%でした。次いで、「仕事と家庭の両立制度の整備（17.0%）」、「女性の教育、研修参加促進（13.6%）」となっています。また、ポジティブ・アクションを1つでも実施している割合は 47.0%でした。



- 募集や採用条件を見直し、女性の積極的な採用に努めている
- ▣ 女性の職域を拡大し、配属している
- ▣ 女性の職域拡大や管理職登用に資する知識や能力、資格取得のための教育、研修への女性の参加を奨励している
- 女性活用の重要性や必要性について啓発している
- ▣ 女性が働きやすい設備を整備している（男女別のトイレや更衣室など）
- 仕事と家庭を両立させるための制度を整備している
- ▣ その他
- ▣ 特に何もしていない
- 無回答

※複数回答のため、N値は全回答数を集計している

図6 女性の能力を発揮させるための取組（ポジティブ・アクション）

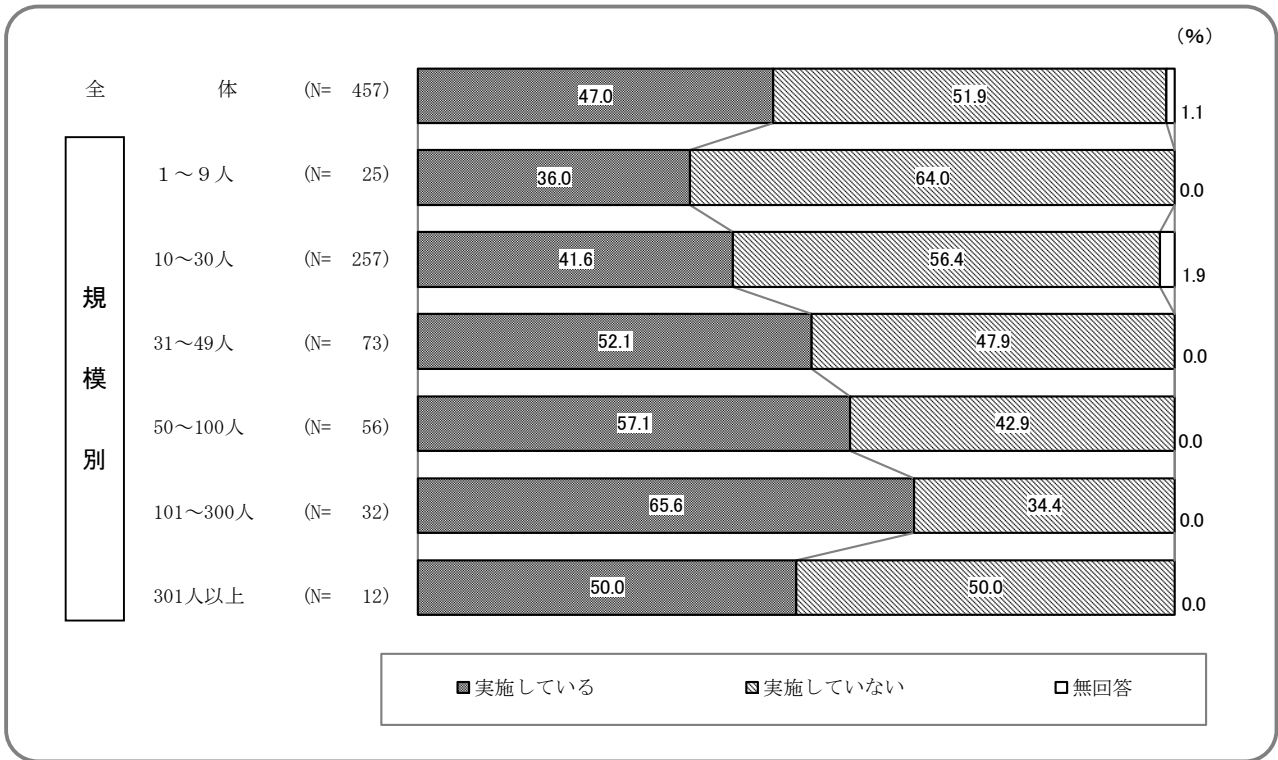
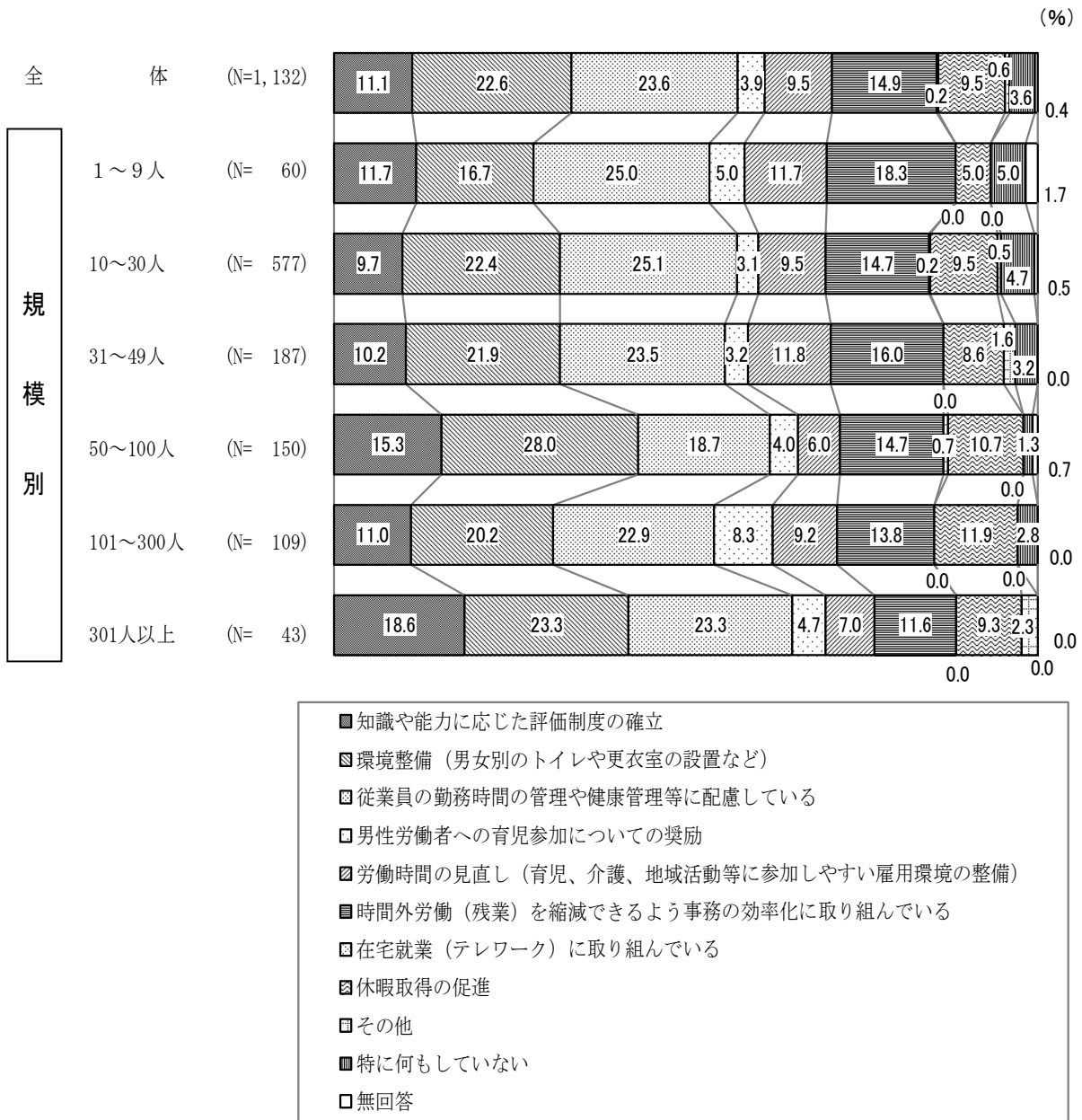


図7 「ポジティブ・アクション」を1つでも実施している割合

(2) 男女が共に働きやすい職場整備のための取組状況

問 男女が共に働きやすい職場整備のための貴事業所での取組についてお聞きします。
(複数回答)

取組状況は「勤務時間の管理や健康管理等への配慮」と答えた割合が最も高く 23.6% でした。次いで、「環境整備 (22.6%)」、「事務の効率化 (14.9%)」となっています。また、男女が共に働きやすい職場整備のための取組を 1 つでも実施している割合は 89.7% であり、301 人以上規模の事業所では 100% となっています。



※複数回答のため、N値は全回答数を集計している

図 8 男女が共に働きやすい職場整備のための取組状況

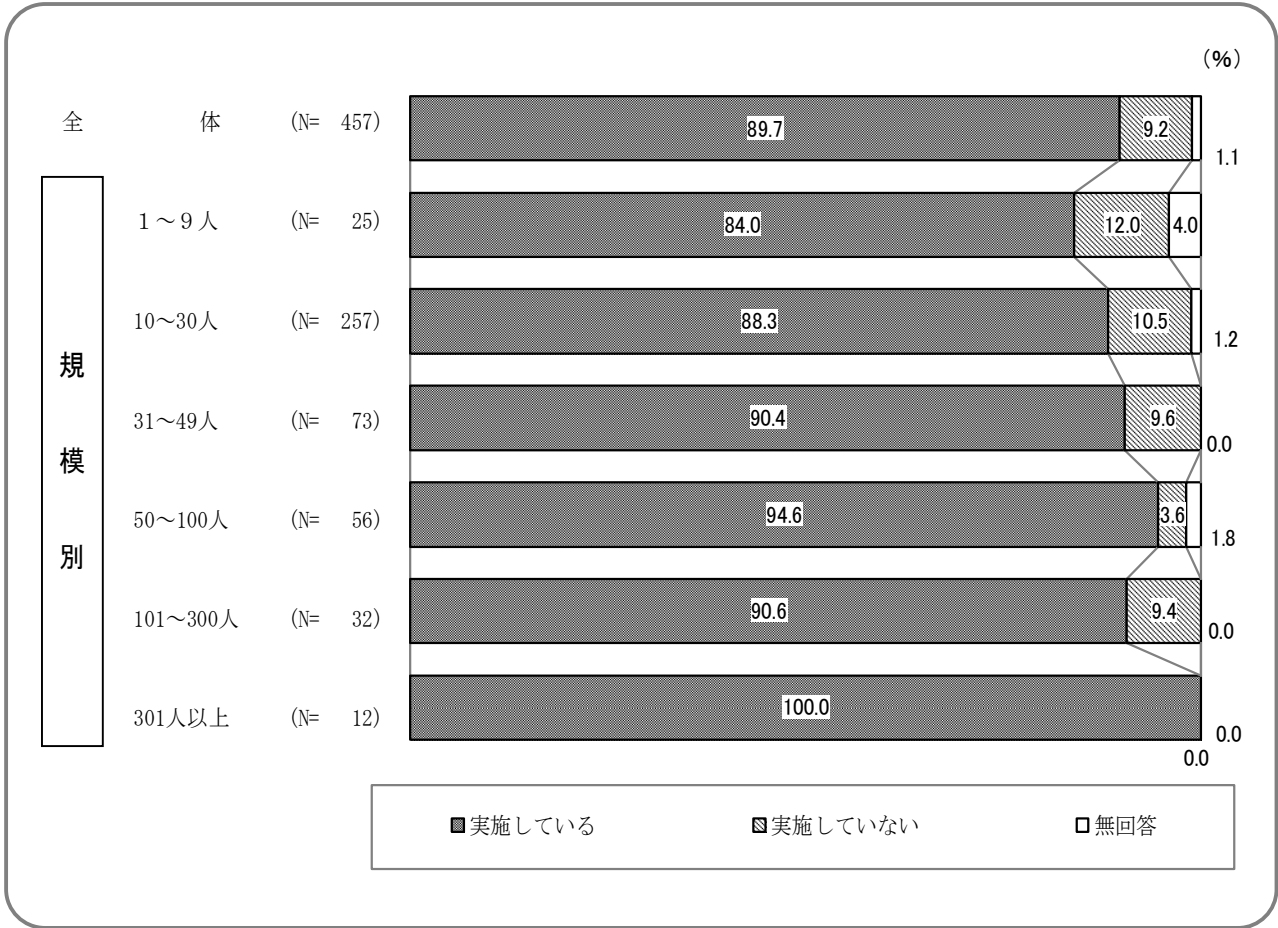
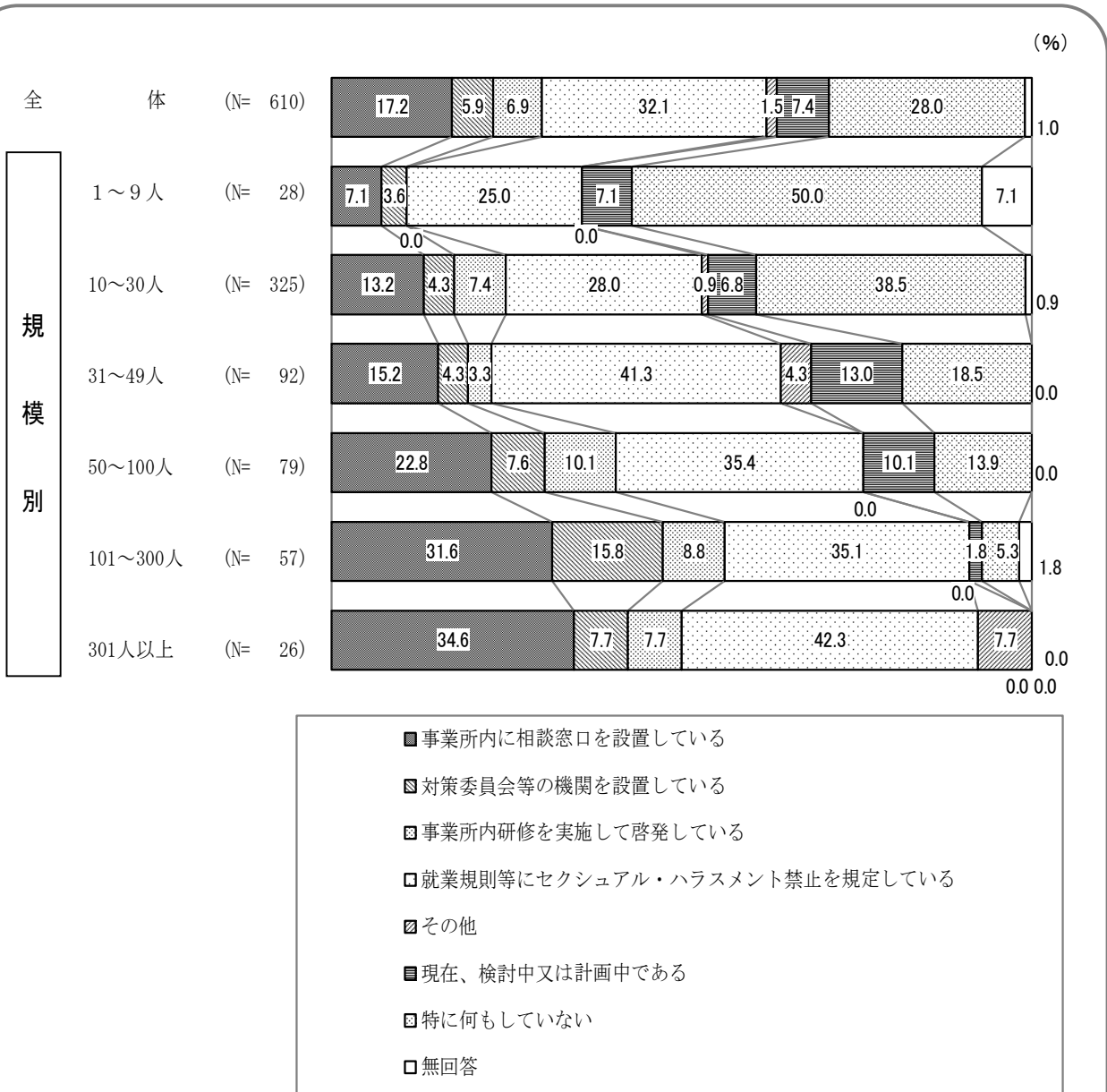


図9 男女が共に働きやすい職場整備のための取組を1つでも実施している割合

(3) セクシュアル・ハラスメントに対する取組状況

問 セクシュアル・ハラスメントに対する取組を何かしていますか。(複数回答)

「就業規則にセクハラ禁止規定」と答えた割合が最も高く 32.1%でした。次いで、「特に何もしていない (28.0%)」、「相談窓口の設置 (17.2%)」となっています。また、セクシュアル・ハラスメントに対する取組を1つでも実施している割合は 51.4%であり、301人以上規模の事業所では 100%となっています。



※複数回答のため、N値は全回答数を集計している

図 10 セクシュアル・ハラスメントに対する取組状況

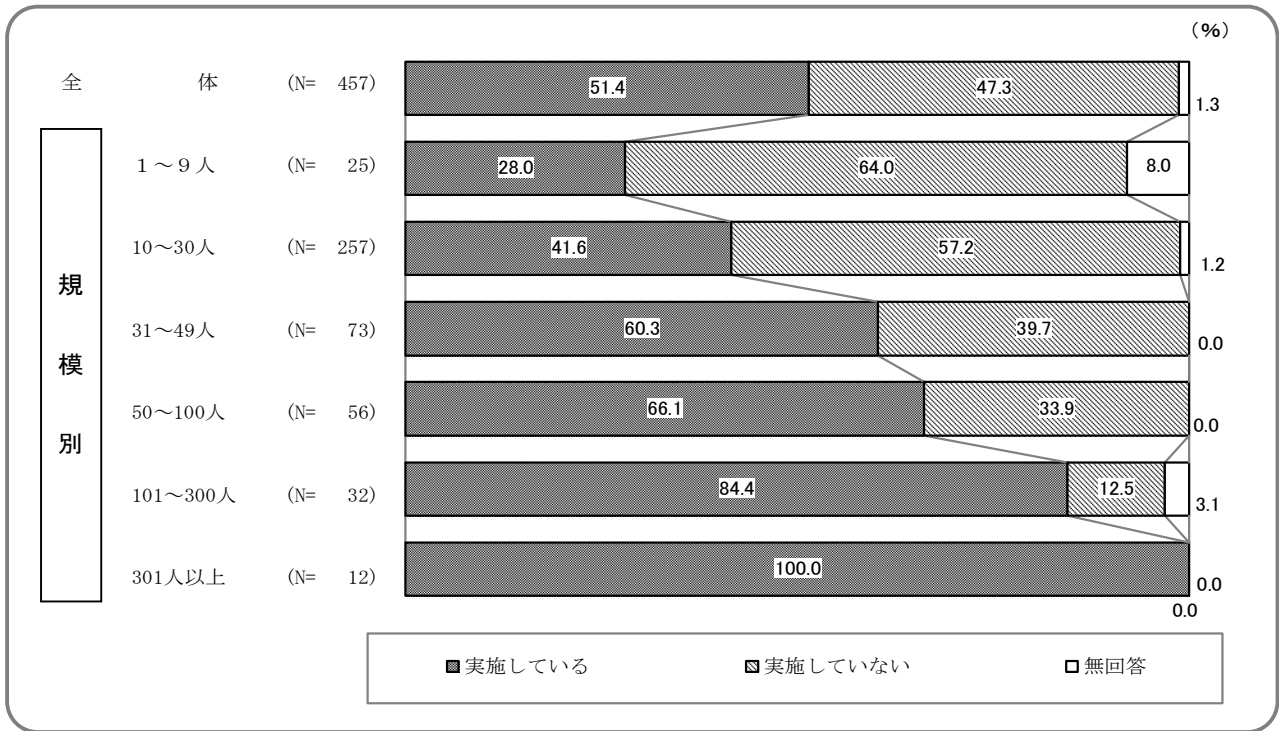


図 11 セクシュアル・ハラスメントに対する取組を1つでも実施している割合

(4) 育児休業制度の制定状況と育児休業取得率

制度は78.8%の事業所が規定しており、取得率は男性2.6%、女性84.2%となっています。

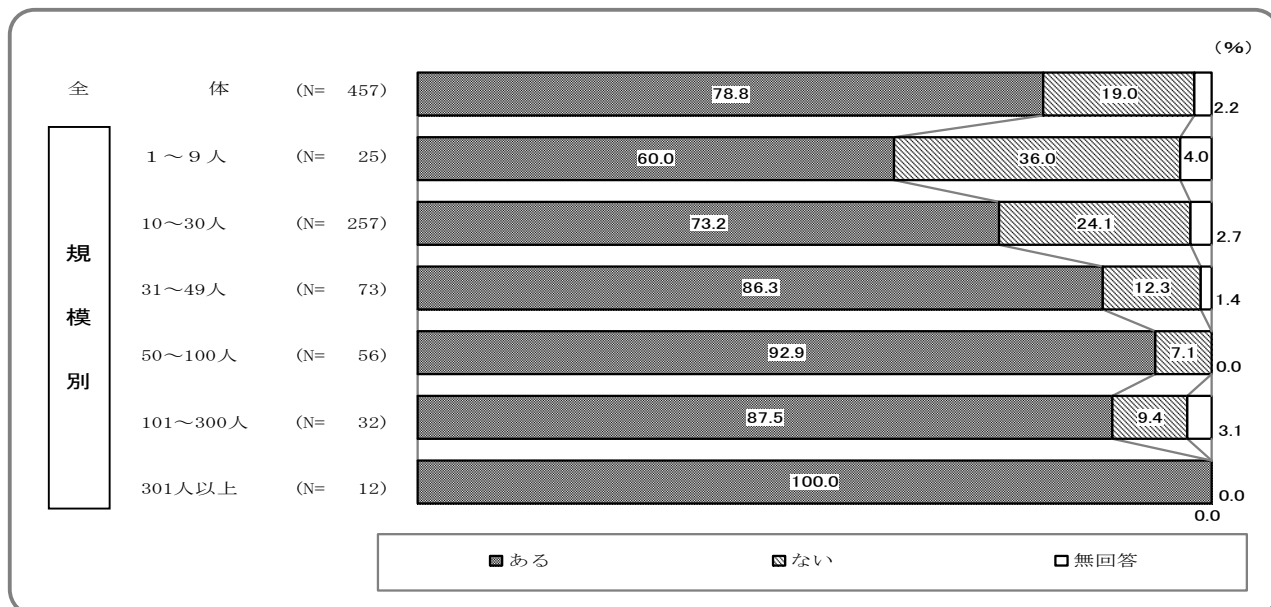


図12 育児休業制度の制定状況

【男性従業員】				【女性従業員】				
		出産した配偶者数	取得(予定)者数	%		出産人数	取得(予定)者数	%
規模別	全体	313	8	2.6	全体	177	149	84.2
	1～9人	11	0	0.0	1～9人	7	6	85.7
	10～30人	73	1	1.4	10～30人	48	38	79.2
	31～49人	58	5	8.6	31～49人	14	11	78.6
	50～100人	33	0	0.0	50～100人	31	21	67.7
	101～300人	76	2	2.6	101～300人	38	34	89.5
	301人以上	62	0	0.0	301人以上	39	39	100.0

図13 育児休業取得率

(5) 介護休業制度の規定状況

制度は 68.3%の事業所が規定しています。

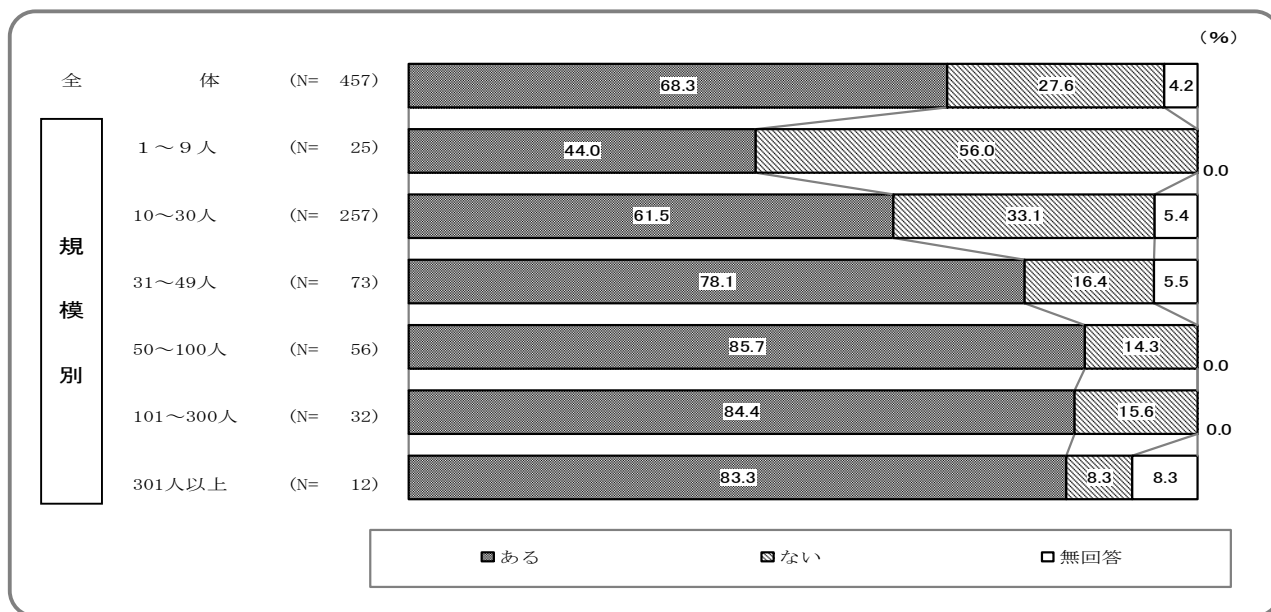


図 14 介護休業制度の規定状況

(6) 看護休暇制度の規定状況

制度は 45.1%の事業所が規定しています。

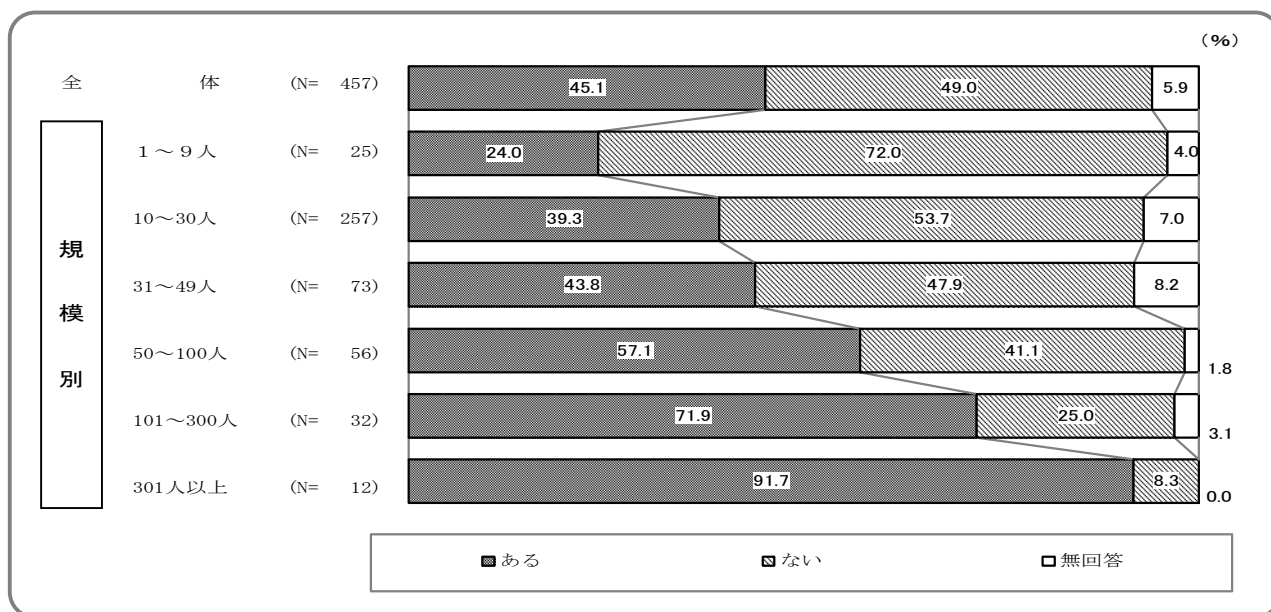


図 15 看護休暇制度の規定状況

(7) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定状況

制定済（「制定済」又は「制定中」と答えた事業所）の割合は10.5%となっており、301人以上規模の事業所では83.3%が規定しています。

※H23.4.1以降は、101人以上規模の事業所の策定が義務付けられています。

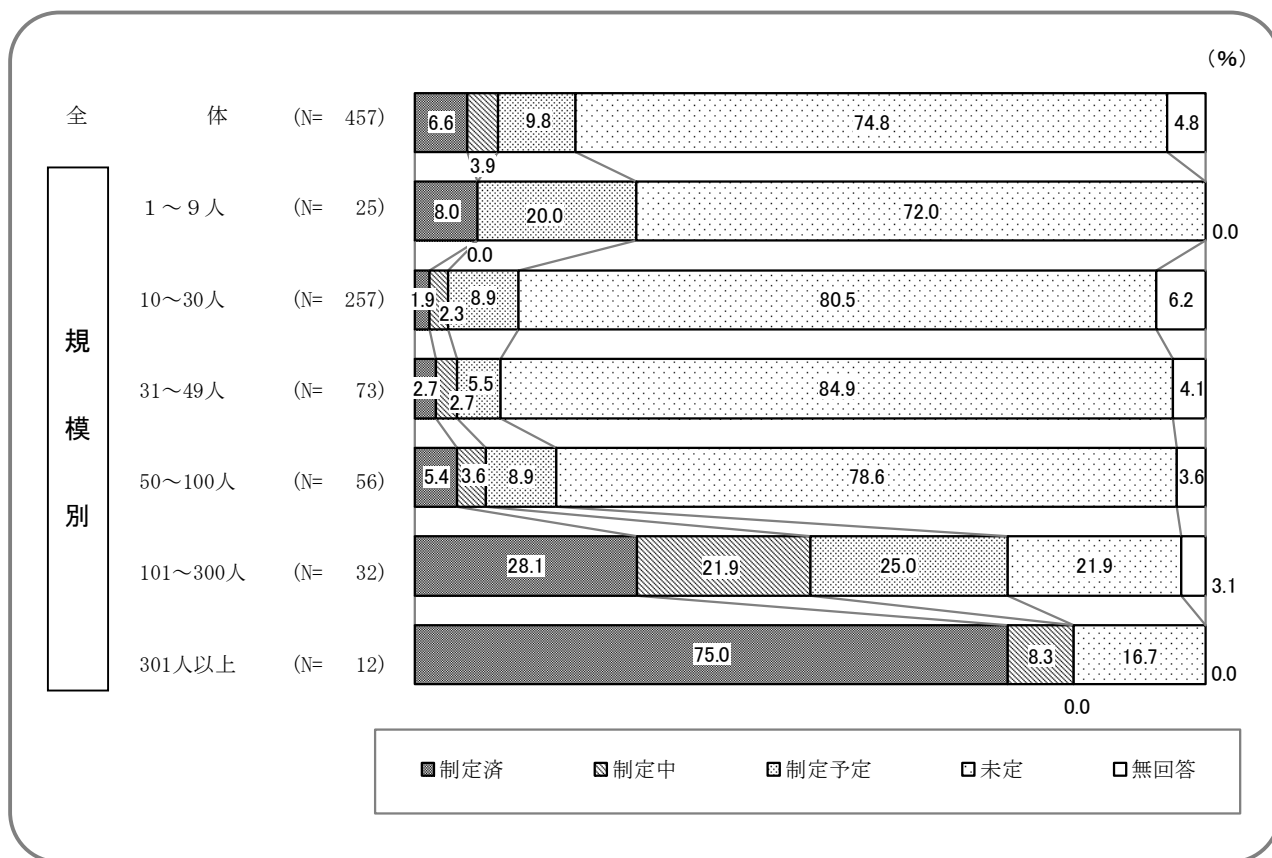
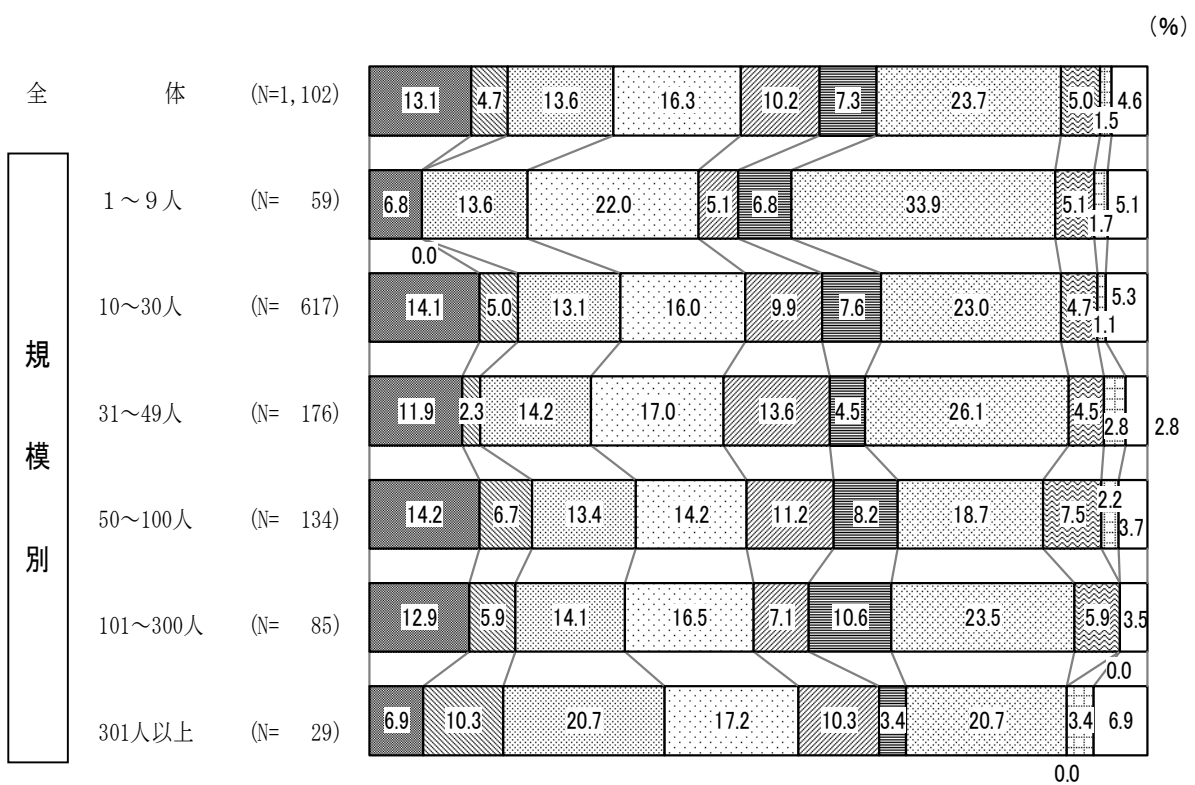


図 16 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定状況

(8) 行政が力を入れるべき取組

問 雇用の場において男女共同参画を進めていくために、今後、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答)

「保育施設やサービス、高齢者や病人の施設、介護サービスの充実」と答えた割合が最も高く23.7%であり、次いで、「再就職支援や就職情報の提供の充実(16.3%)」となっています。



- 職場における男女の均等な取り扱いについて、周知徹底を図る
- ▣ 女性の管理職を積極的に登用するよう事業主に働きかける
- ▣ 育児・介護休業法の啓発・推進をする
- ▣ 再就職支援や就職情報の提供を充実する
- ▣ 職業教育や職業訓練の場を提供する
- ▣ 学校教育や社会教育等生涯学習の場で、男女平等や相互理解、協力についての学習を支援する
- ▣ 保育施設やサービス、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる
- ▣ 広報誌やパンフレットなどで、男女共同参画についてPRする
- ▣ その他
- ▣ 無回答

※複数回答のため、N値は全回答数を集計している

図 17 行政が力を入れるべき取組

企画 八戸市総合政策部市民連携推進課男女共同参画グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL : 0178-43-9217 / FAX : 0178-47-1485
電子メール : renkei@city.hachinohe.aomori.jp

受託事業所 株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所